

農政時流

宮城県農業会議 会長 森谷 尚生 書

第5号/平成16年10月15日発行

宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL/022-275-9164

E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

< 主な内容 >

- | | | | |
|---|--------------------------|---|-------------------------|
| 2 | 新基本計画の中間論点整理
WTO枠組み合意 | 5 | 河北町農業委員会
～家族経営協定の推進～ |
| 3 | 主張「スペインでの暮らしから」 | 6 | 農業経営の法人化③ |
| 4 | 新規就農希望者の相談活動 | 7 | 農業者年金相談 |

農・林・漁業に遊ぶ グリーン・ツーリズム体験



「さんさん館」2001年オープン
旧林際小学校を活用した滞在型体験施設

仙台市内の東北高等学校の1年生26名(男子18名・女子8名)が、9月1日から志津川町の「さんさん館」に2泊し、田舎暮らしと地元食材を使った料理に挑戦した。

お昼には、近くの川でつかみ取りした岩魚の塩焼き、自分達でついた餅、五目ご飯等の食事を楽しんだ後、リンゴジャム作りにも真剣に取り組んだ。

指導に当たった農業委員の山内登美子さん(写真右)は、「自然の恵みである食べ物を大切にすることを養って欲しい」と語っていた。

新基本計画の中間論点整理

8月10日、食料・農業・農村政策審議会（会長：八木宏典／東京大学大学院教授）は、新基本計画の「中間論点整理」を取りまとめた。その中では、施策の「選択と集中」を全面に打ち出し、①担い手政策のあり方、②経営安定対策の確立、③農地制度のあり方、④農業環境・資源保全政策の4部構成で論点を整理している。

①担い手対策では、「産業政策」の観点で認定農業者を基本に据え、これに加えて経営主体として実態を持つ集落営農等を対象にすることを提起しており、本県として今後どう取り組むか注目される。

②経営安定対策では、担い手を対象とする経営全体に着目し、「諸外国との生産格差是正対策」と「収入・所得変動緩和対策」の2本立てを提起しており、今後具体的な支援水準がどの程度になるのか注目される。

③農地制度では、優良農地確保措置の強化と農地を効率的に利用する仕組みの構築を提起した。特に農地流動化については、目標282万haと現状221万haとの乖離61万haの解消が急務となっている。また、系統組織では、「地域に根ざしていない一般の株式会社等による農地取得は認め

べきでない」としている。遊休農地の拡大傾向が見られるだけに、これを解消し、有効利用していく具体的な行動が求められているといえる。年内に検証の結果、結論の出る「特区」の全国展開についても、同様である。

④資源・環境政策では、農地、用水等の社会共通資本については、整備から保全への政策転換と環境を重視した農業を提起しており、「地域振興政策」として農村地域を維持・振興する施策の強化が注目される。

このような結論が持ち越された課題については、農林水産省が対応方向を考えるべきとして報告を求められているものがあり、省内で検討されている。

9月16日から企画部会を再開し、来年3月の最終とりまとめまで残された課題である施策の具体化像や食料自給率、食の安全・安心、農産物の輸出促進等について議論が重ねられることになる。関税引き下げを目指す動きや少子・高齢化、国民意識や価値観の変化等がみられる中、どのような経過を経て閣議決定にたどりつけるのか国民に注目されている。

（栗野 一男）

W T O 枠組み合意



昨年9月、メキシコのカンクンでは、先進国と発展途上国の対立により決裂したが、8月1日にスイスのジュネーブで開催されたWTO閣僚会議において、今後の国際貿易に関する交渉の大枠について難航の末、合意した。

今回の枠組み合意は、包括合意期限が最低1年延長され、来年12月、香港で開催される閣僚会議でのモダリティ（保護削減の基準）合意へのスタートである。

わが国の最大関心事である市場アクセス（輸入関税）については、関税率が高いものほど削減率を大きくする「階層方式」を導入、日本のコメ等の重要品目は特別扱いするとともに設定数は各国が適切な数字を指定、絶対反対の立場をとっている上限関税の設定については、「役割は評価する」という文言が挿入されたうえで先送りとなった。

今回の交渉は、重要品目の関税割当の拡大や枠外税率の最低削減率の問題、さらには今回先送りされた問題や具体的な関税削減の数値を含めた厳

しいものになることは必至と見られている。食料輸入国でつくるG10の連携は勿論であるが、交渉の基本理念である「多様な各国農業の共存」が可能となる国際貿易ルールの確立に向け、開発途上国への働きかけや今回交渉のイニシアチブをとった米国、EU、ブラジル等G5との交渉を重ね、日本の孤立化だけは絶対に避けなければならない。

今回の交渉結果を踏まえ、系統組織としてはJ-A系統等と一体となり、日本政府が行う交渉への支援を引き続き進めることにしている。

同時に、国民理解の形成と農業構造改革に全力を傾注する必要がある。

また、WTOの本来の趣旨とは相反するはずのFTA交渉が、今秋からアセアン諸国との間で本格化する。これらの動きも注視する必要がある。

（栗野 一男）



お申し込みは…

市町村農業委員会・県農業会議へ

安心・安全・おいしい! 瀬峰農場 = 循環型農業のまち =

～瀬峰町が進める地域水田農業ビジョン～

「絵に画いた餅」にならないよう、当町の地域水田農業ビジョンには、担い手となる農業者が中心となって、現場の声を反映させています。

ビジョンは、認定農業者、生産組織（15）、JA栗っこ稲作経営部会、農産加工・婦人層等、現場の実践者28名で構成する「計画策定委員会」で検討され、「将来は補助がなくてもやっつけられる地域・土地基盤をつくろう」という合意のもとに作成されたものです。

当町は、「安心・安全・おいしい! 瀬峰農場=循環型農業のまち瀬峰=」を農業振興のスローガンに掲げ、耕種農家と畜産農家の耕畜連携による循環型の有機農業を推進するとともに、平成9年に公募によって命名された「藤ロマン」（藤は町花）を瀬峰ブランド米として確立するため、取り組みに力を入れています。

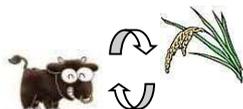
本年度は、水田への施用が可能な堆肥の製造や散布した場合に助成する「耕畜連携循環型農業支援事業」、転作作物の団地化を推進するための「水田農業実作支援事業」など、町単独事業が仕組まれています。また、耕畜連携の拠点として今年4月から稼動した「藤の花有機センター大里」（栗駒東部地区資源リサイクル畜産環境整備事業）の有機肥料活用による露地野菜（秋穫りほうれん草）の実証ほに取り組みんでいます。

また、有利な販売を目指し、循環型農業の推進と併せ独自のロゴマーク（エコ・せみね）を作成し、具体的な使用方法等について現在検討しているところです。さらに、独自ブランド米の確立に向け、認定農業者（稲作）の有志4名で、栽培マニュアルの検討にこの1年をかけて取り組んでいます。

なお、ビジョンの担い手等については、集落の合意による担い手の明示と農地集積（作目別）目標を年度別に掲げていますが、具体的な取り組みはこれからで、今後、地域と関係機関・団体が一体となった取り組みが益々重要となっています。

本年度は、豊作により米価が低迷する中であって、それぞれの段階で売り切る努力が求められるとともに、集荷円滑化対策（過剰米の区分出荷）が機能するかが「米改革」の成否を握っているといえるでしょう。

（小松 和明）



～主張～

「スペインでの暮しから」

古川市

転勤奥様ふれあい講座
（古川市中央公民館主宰）
会員

窪 田 優 子



スペインといえば、フラメンコや闘牛、乾いた大地に熱い太陽を想像される方が多いかもしれませんが。しかし、日本の約1.3倍の面積を持つスペインは、その地方により気候風土は多種多様です。私が一年程滞在したラコルニャは、北西部のガリシア地方にあります。しっかりと穏やかな気候で、独特の言語や文化を持ち、リアス式の沿岸部では漁業が、緑豊かな内陸では農業が盛んです。

この町で初めて体験した海外生活は、あらゆる事が珍しく、また戸惑いの連続でしたが、中でも一番の関心事はやはり食事でした。スーパーや市場へ毎日のように出掛けては、日本との違いを多く実感しました。まず驚いたのは、ほとんどの生鮮食品は量り売りが基本であること。山積みされた野菜や果物、肉、魚、ハム、チーズなど、1キロあたりの価格表示になっており、欲しい分量や個数を店員に伝え、それぞれに値段を付けてもらうのです。これは何もスペインに限った事ではなく、他のヨーロッパ諸国でも行われています。もちろん日本でも現在この方法で売られている食品がありますし、かつてはこのやり方がほとんどだったのではないのでしょうか。しかし、ナス1本から量り、計算してもらった事など、日本では一度も体験した事はありません。日本のスーパーではバックトレーやセロファンできれいに包まれ、その品質を高く保ちながら、よりスピーディーに買えることができるよう、色々な面で気配りがなされていると実感しました。その反面、包装に使われたゴミの多さや、見た目を重視する売り手の姿勢に複雑な思いをし、そしてまた、なぜかその非能率的なスペインの市場に魅力を感じてしまうのです。食べ物の持つ自然の美しさや脆さ、そこに携わる人々の様子が、生き生きと、そしてダイレクトに伝わってくるスペインでの買い物は、古き良き日本にもかつて存在し、今は忘れられてしまった何かを思い起こさせてくれたような気がします。

新規就農希望者の相談活動



(1) 新規就農者の確保目標

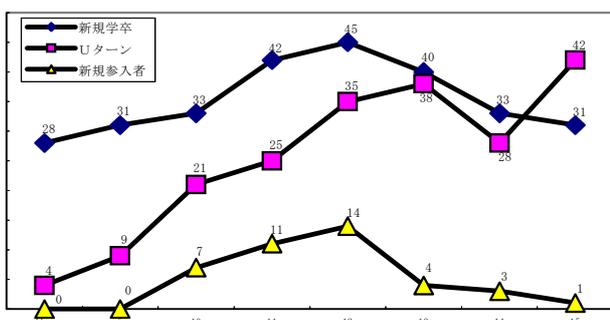
本県では、市町村農業経営基盤強化促進基本構想に定める認定農業者等の経営承継のため、年間185人程度の新規就農者の確保を目標にしています。

(2) 新規就農者の動向

平成元年から年々増加傾向にありましたが、平成14年の94人をピークに頭打ちの傾向となっています。

就農形態で見ると、新規学卒就農者は大きな変動がないものの、減少傾向も見られ、Uターン者が増加傾向にあり、新規参入者はごく僅かとなっています。

この背景には、依然厳しい雇用情勢や、新規参入者にとって資金調達など現実としての難しさが伺えます。(グラフ参照)



(3) 新規就農相談活動

① 全国農業会議所内の全国新規就農相談センターが主催する新・農業人フェア（東京・大阪会場など）に出向き、相談に応じています。

② 就農希望者が気軽に何でも相談できるように、(財)みやぎ農業担い手基金、農業公社等の関係機関と連携して、定例就農相談日（毎月第3火曜日）を開設しています。

近年、ハローワークと連携して進めていることもあって、相談件数が増加し、平成15

年の相談件数は108件、うち他産業関連者からが9割程度です。

全国的にも言えることですが、これまでの就職先を離れ、就農を志す人達が増えていて、しかも、農業法人への就職を望む相談が増加しています。

農業会議が就農相談活動で主に担当しているのは、農地・宅地についてと、農業法人の求人・研修受け入れ等の情報収集・提供です。

このうち、農地・宅地情報については、農業委員会を通じて調査をお願いしていますが、先祖伝来の農地への愛着など社会的要因が絡んで、報告件数は極めて少ない状況にあります。

新規就農の“壁”とも言える農地情報を適時に提供していくには、これまでの仕組みでは限界にきていて、これからは、地域農業(産地)の維持・継承という観点で新規就農者(参入者)の位置づけをより明確にし、農地等の情報を的確に提供できる受け皿づくりの整備が必要と考えています。

また、農業法人等での研修・就農体験を通じて農業参入したい相談者の増加に対応して、本会が直接県内の全農業法人を対象に調査を実施していますが、一部の法人での受け入れに留まっています。この背景の一つに、研修生受け入れに伴う法人の負担や、法人自体の研修制度がまだ整っていないこと等が挙げられます。

本年度から研修生を受け入れる法人に対して、国では融資制度を創設するなど、支援制度は整備されつつありますので、今後、農家・団体・行政による一層の支援体制の整備が課題と言えそうです。

(佐々木 捷二)

平成16年田畑売買価格等に関する調査結果(速報)

本調査は、市町村農業委員会の協力により、昭和25年当時の全旧市町村(222)を対象地区として毎年実施しています。今回、調査結果の集計がまとまりましたので、概要をお知らせします。

自作地売買価格(中田100a当たり)の動向は、昭和61年を境に下降を続け、現在ではピーク時163万1千円の57%(92万9千円)まで下降しています。前年対比で見ても、「横ばい(対前年比±3%以内)」

は114か所(51.6%)、「下降」は82か所(37.1%)となっています。

「横ばい」または「下降」の主な理由として、「米価など農産物価格が低い(不安定な)」「(横ばい:35%, 下降:34%)」「農地の買い手が少ないまたは買い控えのため」(横ばい:23%)、「負債整理で農地売却が多い」(下降:21%)となっています。

(高谷 忍)

「家族経営協定の推進」 ～現在25組が締結～

河北町農業委員会



今年3月26日の調印式

農業委員会系統組織の取り組みの一つに「家族経営協定」があります。家族経営協定は、農業経営上の役割分担や収益配分、就業条件、生活上の諸事項について経営主と配偶者や後継者などの家族間で文書により取り決めるものです。

農業の持続的発展や男女共同参画社会の形成が重要課題となっている中、これらの実現に向けた条件作りを進める有効な取り組みとして、家族経営協定は注目されています。

平成16年3月末で、家族経営協定を締結した農家は本県で380戸、全国で概ね25,000戸

あります。女性農業委員など、女性の社会参画の動きもあって、確実に増えています。

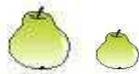
河北町農業委員会は、ほ場整備事業とからめて農業者の就業条件の改善を図ろうと、早くから町や農業改良普及センターと一体となって、家族経営協定を強力に推進しています。

平成13年に、町と農業委員会による家族経営協定合同調印式を初めて開き、茂木一雄会長が立会人となって、10組の締結農家が誕生しました。

休日、給料、責任分野が明確になったと喜ばれ、締結農家は、現在、25組と増えています。

茂木会長は、「家族でありながら、書面での決り事というのは理解しがたいという農家もあるが、家族一人ひとりの経営への自覚が確実に高まることから、機会があるごとに勧めていきたい。また、家族経営協定は、締結後が大切。農業委員として、また、立会人として、締結農家には、協定の内容が守られるようにサポートしていきたい」と話しています。

(森下 純一)



「めざす食農教育の場フルーツランド」

蔵王町：山^{やん}家^べ一^{かず}彦^{ひこ}さん（43歳）

家族構成：本人、妻、子(2)、母

経営内容：樹園地 450a(梅 290a, 西洋梨 120a, 日本梨 40a)



蔵王山麓の澄みきった空気と水、太陽など自然の恵みをたっぷり受けて、果樹経営に取り組んでいる一彦さん。

昭和56年の短大卒業と同時に就農、現在「梅+梨」が主体で、梅（白加賀）は加工用、梨は消費者ニーズや作業が競合しないような品種を取り入れ、西洋梨（6品種）と日本梨（5品種）を栽培しています。

特に、栽培している西洋梨の中でも「ゴールド・ラ・フランス」は、普通のものより糖度が高く、消費者から好まれ、新宿や日本橋の高級果実専門店でも販売されています。

「人や環境にもやさしく」がモットーで、「愛情と手間をどれだけかけたかで、美味しさや品質が決まる」と化学肥料・農薬の使用は最小限に抑え、堆肥、米糠、魚粕など有機質をたっぷり施した“こだわりの土づくり”を基本に栽培しています。

「近年、丸かじりやナイフで皮を剥いて食べるという行為がなくなってきていて、消費や贈答の習慣も減り、小型化してきている。また、買い置きすることもなくなってきているようだ」と話してくれました。

当町認定農業者連絡協議会の果樹部会長でもある一彦さんの夢は、「ここに来れば、色々な果実を見て、触れて、味わえて、親子の体験・交流、研修ができる、食農教育の場としての『フルーツランド』を創る」こと。そのために、果樹の仲間と模索しており、昨年からはブルーベリーに取り組んでいます。

一彦さんは他にサクランボやブドウ（巨峰等）も栽培し、今年からは、高糖度ブドウの新品種サマーブラックを栽培するなど、あらゆる果物づくりに挑戦しています。

(小松 和明)

ワンポイントレッスン ～農業経営の法人化をこうして進める③～

今回は、法人化を進めるに当たり、留意すべき事項について具体的に説明します。

1 支援体制と法人化の動向

県農業会議では、税理士、社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士等を委嘱しています。

農業委員会等を通して、法人化志向農業者等から相談があると、コンサルタントを現地へ派遣して、設立を支援します。

本県の動向としては、「1戸1法人」が多くなっています。

「1戸1法人」については、経営方針の決定が迅速にできるなどのメリットがありますが、“家族経営”の延長的な意識を持つケースも多く見受けられ、改善の余地があります。

任意組織の場合、認定農業者等であれば融資対象になりますが、補助事業の対象にはなれませんので、補助事業の導入を契機として「数戸法人」に移行するケースが多くなっています。

2 法人化の留意点

(1) 資本金

最低資本金は、有限会社の場合 300 万円、株式会社の場合 1,000 万円となっています。最低資本金の特例もありますが、農業の場合は該当しません。現在、県内に約 250 ある農業法人の 1/3 が、設立当時の資本金 300 万円のままとっています。対外信用力の向上とも連動することですので、計画的な増資に努め、自己資本比率の向上を図っていくことが大事です。

合名会社等については、資本金（出資金）がゼロでも設立可能ですが、資本金の意味合いをいま一度考えてみるべきでしょう。

(2) 家族経営からの「1戸1法人」

家族の同意と協力があれば法人化できる点では、法人化しやすいと言えます。有限会社であれば、1人でも設立可能なことから、有限会社形態を選択するケースが一般的となっています。

法人化の支援には、関係機関の協力が不可欠です。法人化志向者の自助努力も必要となりますので、法人化している先輩や仲間を訪ね、協力を受けられる人的ネットワークの構築が大切と思われます。

設立から 10 年以上を経過している法人も多く、危機管理や継承について真剣に考えなければならない時期を迎えています。

(3) 「数戸法人」

仲間が集まって法人化するとスケールメリットを追求した、より企業的な経営を展開できると言えます。より多くの人材と資金を集めることで、「1戸1法人」よりも業務の拡大が可能です。組織の運営は合議制であり、個人の意見や考え方のみでは運営できませんので、「協調」が求められます。

任意組織を法人化した場合、当初において「経営」についての議論が十分に行われておらず、取締役毎の責務・意思決定において、実態は“任意組織のまま”という状況もありますので、共通意識の醸成が鍵となります。

(4) 資産の持ち込み

引き継ぎ資産については、消費税課税事業者であれば、法人化に伴う資産の譲渡にも課税されます。

従来、補助事業で導入した資産については、補助金返還を伴わない手法として、減価償却費等の範囲内の賃貸借とすることが一般的でしたが、今回、法人化支援の一環として「補助事業で取得した財産処分の特例」が設けられ、補助金の返還を伴わない無償譲渡が認められることになりました。

(5) 雇用

規模拡大とともに雇用労働力を活用するケースが増加しますが、家族とか仲間と違い、歴然とした他人ですので、使用者として果たすべき役割、主任制の導入等により指示系統を明確にする必要があります。

(伊藤 次郎)

ときのことば



「特定農業団体」とは

昨年、農業経営基盤強化促進法の一部改正により「特定農業団体制度」が創設されました。

担い手確保が困難な地域に多い集落営農組織の一つです。生産から販売まで一元的な管理等の要件を満たし、市町村長の認定が必要です。

認定されると農用地利用集積（農作業受託）の担い手として位置づけられ、支援措置の対象とされます。

本県では、現在、手続き中の組織はありますが、しっかりとリーダーの存在と集落内の合意形成の成否がポイントになります。

かけはし



松島町農業委員

鈴 木 美喜子 さん

☆経営内容

水稲 83a, 露地野菜 13a

☆就任回数：現在1期目(選任)

私の住む根廻(ねまわり)地区では、8月に転作田1haに20万本のミニひまわりを植えました。

「根廻の農業を消費者の皆さんにも知ってほしい。また喜んでもらえることをしたい」と地域みんなで考えた結果、町の協力を得て景観形成作物であるひまわりの植栽に取り組みました。

10月2・3日には「ねまわりのひまわりまつり」を開催しました。1日目は好天に恵まれたのに、2日目は1日雨と残念でしたが、2日間で約600人の方々が見に来てくれて、また、カボチャやニンジンなどの地場産品も売れ盛況でした。

これからも農業委員として、農業者と消費者が交流し、お互いの理解が深まるように、自分たちの熱意が届くような取り組みをしていきたいと思っています。

年金相談Q&A

～障害者となり、

農業経営が継続できない場合～

問：55歳の農年加入者です。農業者年金には旧制度15年、新制度2年と、あわせて17年加入しています。

体を患い国年障害者(2級)となり、医者からも「農作業はできない」と言われました。

このため、同居の息子に農業経営を移譲したいと考えていますが、私の年金受給はどうなりますか。

答：障害者となり、農業経営ができなくなった者が経営移譲する場合は、旧制度分の年金については「若齢支給」の途があります。

あなたの場合、医師の診断書(所定の様式に基づく)を添えて、経営移譲年金受給のための裁定請求書を提出し、若齢支給者として認定されれば、経営移譲年金の支給がすぐに開始されます。

ただし、新制度分の年金受給については、積立運用型の確定拠出年金のため、若齢支給の仕組みがありませんので、60歳に達するまで受給をお待ちいただくようになります。

「若齢支給」とは

旧制度の仕組みで、加入者が障害者となって農業経営ができなくなった場合、60歳未満から経営移譲年金を受給できるものです。

原則として、昭和32年1月1日以前の生れで、旧制度の年金を15年以上かけた者であり、経営移譲により受給できるという要件等になっています。

お忘れなく

「政策支援区分6の加入者は

加入継続手続きが必要です」



現在加入している人の中で「政策支援区分6」の方(※注)は、今年の12月末日をもって助成期間が終了します。

本県では現在、約1,400名が該当していますが、この方々には、来年1月から通常加入または別の政策支援(区分1～5)に変更する「継続加入の手続き」をJA・農業委員会からお願いしています。この手続きを取らないと、来年1月以降、JA口座からの保険料引き落としが停止されます。

農業者年金は「保険料+運用益で、年金を受給する確定拠出型」ですから、適宜な保険料の引き落としがされないと、運用益等に不利な影響を与えてしまいます。農業委員の皆さんのところへ、該当されている加入者から、このことについて相談された際には、早期に継続加入の手続きを取るよう、お話しください。

※注) 政策支援区分6被保険者

旧制度加入者(昭和22年1月2日以降生れで、20年要件を満たす見込みのある者)で、認定農業者、青色申告等の要件が無くても、特例で新制度の保険料助成(35歳以上:月4千円, 35歳未満:月6千円)を平成16年12月末日まで受けられます。

(森下 純一)

お知らせ

○ 「農業委員会の必置規制の堅持」に関する要請

政府の国庫補助負担金改革案を受けて農業会議は8月12日、県町村会の鹿野文永会長(鹿島台町長)に農業委員会交付金の確保を要請しました。

○ 県農業会議 50周年記念式典・農業委員大会
11月25日に名取市文化会館で開催します。

○ 全国農業委員会会長代表者集会

12月2日に東京都の九段会館で開催されます。集会前に県選出国會議員への要請活動を行います。(今年度の参加は、迫・石巻・気仙沼管内)

○ 北海道・東北農業活性化フォーラム

9月8日に福島県福島市で開催され、農業委員等約1,500人(本県239人)が参加しました。地域や担い手の期待に応え行動することを宣言しました。

○ 全国農業新聞後期普及強調月間(9~11月)

農業委員会の目標部数達成に向け「普及対象者名簿」をもとに重点的な普及活動をお願いします。「行動する農業委員会」を新聞普及で実践!

○ 東北・北海道農業法人フェスタ

9月10~11日に仙台市のホテル白萩で開催しました。今回初めて消費者65人を招き、農業法人等102人と「食と農」について相互理解のための意見交換をしました。

===「農政時流」読者の声募集===
これからの紙面づくりの参考とさせていただきますので、紙面へのご感想をお寄せください。

F A X 022-276-3899

E-mail 04miyagi@nca.or.jp

オフ・タイム



もぎ かす お 雄 監査委員(河北町農業委員長)



青年団で駅伝選手だった会長のコーチが効いて、3人のお孫さんは皆陸上の選手。競技会は奥様と毎回“おっかけ”で、応援席の有名人です。昨年古希を迎えられ、庭木の手入れや日課にしている朝晩の田んぼの見回り、鯉の世話など、なんでも楽しむご性分。来年は金婚式とか。奥様は期待されているご様子でしたよ。

ち た ゆう こ 子 総務部副部長



仙台駅徒歩10分という絶好のロケーションにお住まいで、お散歩は足を延ばして一番町、休日の朝食は近くのホテル、と羨ましいばかりの都会人生活。ご出身は石巻市で浜っ子と思いきや、遊び場が商店街や映画館だったというから根っからの町っ子です。健康情報の達人で、実践も数々。夜の徘徊?と称するお散歩もその一つとか。

(井澤 香子)

編集後記

記録的な暑さが続いた夏は、一気に過ぎ去り、数多くの台風に見舞われながらも季節は実りの秋を迎えています。冷害だった昨年とは異なり、今年は豊作が予想されています。

先頃発表された今年の作柄概況では、全国は「平年並み」の101、本県では「良」で全国一の108となっていて、販売価格が気になるところです。また、豊作による生産量の増加は、スタートしたばかりの米政策大綱が、どう機能するのか試される年になってしまいました。

生産量の超過分は、市場から隔離され過剰米対策として処理される事になりますが、生産者が何処まで納得して対策に応じるのか、自由米として流通したときの、より一層の価格の下落など、豊作故の悩みも尽きない日々です。

私達生産者は、これまでのように系統組織による販売だけに頼ることなく、自らも販売を実践していくことが経営者として求められている大事な事だと考えた、今年の稲作でした。

農政時流第5号をお届けいたします。

読者の皆様からのご意見、ご感想をお待ちしています。

編集委員(6号議員)

二瓶 幸次

